

議 長	<p>続いて、圓山議員の一般質問を行います。</p> <p>8 番圓山議員。</p>
8 番 圓山議員	<p>通告順に従いまして、一般質問を致します。</p> <p>ドローンの使用目的と現在どのように使われているかを尋ねるものであります。ドローンを管理しているのは何課で、オペレーターは何人いるのかお尋ねをします。</p> <p>2 番目、不在地主について、町の指導なりお願いがしてあるのかを尋ねます。今まで何年も耕作をしてきた圃場を、ある日、突然、自分に権利があるという事で名義所有を変えてしまった。その事で現在の耕作者は耕作を止められました。更にその所有者は耕作の意思がなく、おそらく現在荒れた状態であります。そういう意思のない人が耕地を取得する事ができるのかどうか、また荒廃した耕地の責任管理は誰にあるのかお尋ねを致します。よろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>それでは、圓山議員の質問うち 1 項目めの「ドローンの使用目的と現在どのように使われているのかを尋ねる」に対する答弁をお願いします。</p> <p>番外左田野総務財政課長。</p>
番外左田野 総務財政課 長	<p>圓山議員ご質問うち、ドローンの使用目的と現在どのように使われているのかを尋ねる、についてお答えします。様々な分野において活用が期待されるドローンですが、川本町では、総務財政課で 1 台を所有しております。災害発生時に、危険を伴い、人が近づけない場合などに、状況を把握することなどを目的として導入したものでございます。ドローンについては、自動車の運転免許のような公的な資格はないため、オペレーター等の資格を有している職員はおりませんが、講習会などに参加して、必要な時に運用できるように準備に備えているところでございます。</p>
議 長	<p>再質問ありますか。8 番圓山議員。</p>
8 番 圓山議員	<p>そのオペレーターっていうのは何人いるんですか。台数っていうのは総務課で 1 台ですね。オペレーターが何人いるか尋ねます。</p>
議 長	<p>番外左田野総務財政課長。</p>
番外左田野 総務財政課 長	<p>現在、言いましたように、オペレーターという資格を持った者は居りません。</p>
議 長	<p>8 番圓山議員。</p>

8 番
圓山議員
議 長

実際に動かせる人間は、何人いるんですか。

番外左田野総務財政課長。

番外左田野
総務財政課
長

失礼しました。現在ちょうど県の方でも講習をされておりますので、今、3人はおりまして、またどんどん今、講習にいろんな者が参加している状況でございます。

議 長

8 番圓山議員。

8 番
圓山議員

当然、複数のオペレーターっていうのは必要だと思います。いっぺんに腹が痛くなる事もないでしょうけども、腹が痛くなれば飛びませんからね。1人がダメなら次の人というふうにオペレーターは当然、複数必要だろうと思っております。ただそのドローンっていうものに対して、いろいろな使い方があると思うんですけども、先般、新聞を読んでいましたらインフラ点検にドローンっていう事で、総務省が自治体導入費の支援という記事が載っていました。それでこの記事で何か感じられる事はありませんか。川本町にもう5、6台欲しいとか。いろんなインフラ点検をしていく中で有って確かに便利だろうと。例えば橋梁の点検でも橋の下から見るとかね、上から見るとか。道路にしてもそういう物で見た方が、かなり職員をいじめないで済むんじゃないかなと思うんですけど。

議 長

番外宇山地域整備課長。

番外宇山地
域整備課長

ドローンの活用につきましては、非常に有効であると思っておりますので、今後、考えていきたいと思っておりますが、橋梁につきましては、町道に架かる橋梁につきましては、それほど大きな町道橋は無いので目視で現在は対応出来ていると認識しております。

議 長

8 番圓山議員。

8 番
圓山議員

今、該当するような町道の橋は無いと、それは無くて良いんです。無理しなくてもね。いろんな意味でそういうふうな方面にでもドローンっていうのは使えると思います。そういう意味で例えば川本町で3台なり5台なり、もっと増やして、とうぜんオペレーターも増やして、いざという時にはそれを有効に活用できるように。インフラって言ったらとうぜん橋だけじゃなくて道路も含めて点検をしていただきたいと。ちょっと余談になりますけど、私の所なんかは本当に行き止まりの町道ですからね。登っていったらそこで終わるんです。それで崩壊したら逃げる場所が無い。そこは自治会の避難訓練、今月の23日でしたかね、それでその場所の想定は全くないですよ。

8番 自治会館へ集まると。それで偶々私の場所から考えて見ますと、避難場所が
圓山議員 3軒あるんです。一番近いところが三原自治会の多目的会館。その次が公民館ぐら
いですね。場所によっては何処へ逃げるとい判断は、こっちがしなくちゃいけない。ただ何れにしてもそういうふうな一方通行の町道、行き止まりなんです。これも1つのインフラだと思いますので、またよろしくお願
い致します。それで道路については、そういう意味で台数を増やしてオペレーターを増やして、いろんな意味で使っていただきたい。今、総務省にこの自治体に導入費の支援があるっていうふうに書いてありましたので、良い事だと私は感じました。はい、終わります。

議 長 答弁よろしいですか。
（「はい、持ち時間あと10分しかないです」の声あり）

々 以上で、1項目めの「ドローンの使用目的と現在どのようにつかわれているのかを尋ねる」の質問を終了します。

々 次に、2項目めの「不在地主について町の指導なりお願いがしてあるのか尋ねる」に対する答弁をお願いします。番外湯浅産業振興課長。

番外湯浅産 圓山議員の「不在地主について町の指導なりお願いがしてあるのか尋ねる」
業振興課長 にお答えいたします。

農地の権利につきましては、所有権と耕作など使用を目的とする権利がございます。所有権の取得につきましては、譲渡によるもの、相続によるものがございますが、譲渡を受ける場合には農地法の制限があります。耕作していける機械類の保持や、地域ごとに決められた営農するための下限面積や営農実態などの必要があり、すなわち農家として認められたものでなければ基本的には農地を取得することができません。

それに対しまして、相続では営農実態や農家であるなしに関係なく、他の財産同様に農地の所有権移転ができます。

このたびの議員のご指摘の事例では、「自分に権利がある」ということは所有権を取得したということであろうかと思われま。耕作者さんは農地を賃貸借なり使用貸借していたわけで、その農地が相続されたか、売買されたことによって、新たな地主さんが決まったと推測されます。

しかし、元々他人の土地で耕作していたため、農業経営基盤強化法または農地法により使用する権利を法的に担保していれば問題は起こりえなかったと考えられますが、おそらく前の地主さんと口頭の約束であったための問題ではないかと思われま。

更に現在は新しい地主さんは耕作されていないのであれば、このたび正式に貸借の法的手続きをされるのも一つの方法だと考えられます。

次に新しい地主さんが耕作をしていないため、その荒れていく農地の管理

番外湯浅産
業振興課長

責任についてです。

農地法では、所有者または使用に関する権利を有する者は、農業上の適切な利用を確保することが義務づけられています。今までは、耕作者さんに貸しており、耕作されていたので法的には問題なかったのですが、新しい地主さんは何らかの理由で耕作者さんに耕作をやめさせたため、今度は自分で耕作するか、新たな耕作者を探さなければ、この時点で農地法的には問題が発生しております。現行の農地法では、毎年農地パトロールを農地利用最適化推進委員が実施することになっております。その際、周辺と比べて著しく利用の状況が悪い農地は所有者に対して意向調査を行います。それでも耕作等の管理ができない場合には、農地の状況によっては、農地中間管理機構と協議するよう勧告をします。さらに協議が整わない場合には、最終的には知事の裁定により農地利用の貸借が行われることとなります。いずれにしましても所有者には農地の適切な管理責任があり、それに向けた対応などの責任があります。

議 長

再質問ありますか。8番圓山議員。

8番
圓山議員

その農地の取得、名義が変わった理由が、売買か相続か定かな事は分かりません。ただ今現在、昨年までは作られてた農地が今年は荒れています。面積は一^{ひとくぼ}凹二反、大きな圃場整備済んだ圃場ですから、一枚二反ぐらい有ろうと思います。ただその所有者の方がどういうふうに考えておられるか、直接、私も聞いた事はありませんが、何れにしてもその放置しておくという事自体が荒廢地を生み出す基ですから、何らかの考えがあるなら誰かに頼んで作ってもらおうか、役場に相談をしているか、それ以上は個人情報ですから私は存じておりませんが、そういう事は役場で調査していただきながら、そういう現状を見ていただいて、適切な指導なりお願いして何とかしてというふうに言っていたらと考えると考えておりますが、可能でしょうか。それで結局そういうのが有るがために、草刈りもしないといけないんですがね、余所の刈る場所じゃありますけども、やっぱり車が出たり入ったりするので邪魔になりますから、やっぱり刈らなきゃいけない。自治会にも再々言う訳にはいきませんから、そういうふうな自治会の実労も増えていきます。近隣の住人はね。それでその辺をやはり役場の方から適切に指導していただいて、どうするんだという確認をしていただいて、采配をしていただきたいという事をお願いしますが、大丈夫でしょうか。

議 長

番外湯浅産業振興課長。

番外湯浅産
業振興課長

適切に管理されていない農地に対する所有者に対しての指導などでございますが、例えばその水田が優良な水田で、その近くに大農家さんが居られるですとか、営農法人が居られて更に農地を増やして集積化して規模拡大をさ

番外湯浅産業振興課長 れるですとか、そういうケースでその農地を借りたいという方が居られる場合、又は周りの田んぼがしっかり管理されておられますが、そこだけポツッと草が生えたりとか、周りの水田に影響を与えるような場合ですとか、そういう場合ですと指導なり、先ほど申しあげました農地パトロールの結果によりまして意向調査を本人さんにする事になっております。その意向調査は例えば農地中間管理機構に貸借の相談をしたりですとか、或いはもうそもそもの耕作する気は無いとか、いろいろなケースがあるとは思いますが、その農地が周りにとって必要な農地、或いは優良な農地であって、尚且つ何方かに借りるべき農地であるというような事であれば、農地中間管理機構と協議をしていただく。協議が出来なければ最終的には強制的に知事のところまで行って裁定をしてもらって、何方かと利用についての契約をしていただくという根本的な流れではありますが、実態とすればなかなかそういうケースは稀でございます。一時的には農地パトロールの状況に応じて地域に影響を及ぼすようになったのであれば、所有者さんに何らかの口頭での先ずは指導をしていくという事になろうかと思えます。

議長 再質問ありますか。8番圓山議員。

8番圓山議員 新しく所有された方が、そういう事に詳しい方でしたらね、そういうふうに関隣へ声を掛けて何とか作って下さいとかお願いをされて維持されるんでしょうけど、全くアクションがありません。ただそうした中で住所は大阪だっていうふう聞いてますけども、私は実際の住所は知りません。それで隣地は今、法人が作ってますから作ろうと思えば耕作的には可能であろうと思えます。話をした場合、じゃあ耕作料を何万円、何十万と言われた場合ね、じゃあどうなんだろうかと。だからそういう交渉も含めて役場が間に入っていたら、農業委員会が間に入っていたら、という事で。私も地主さんとは詳しく話した事はありません。顔を一回見ただけです。そういう中でその方の情報を得ようと思ってもなかなか役場の方もいろいろと個人情報が開示できませんので、分からない事が多くあります。以上です。はい、よろしくお願いします。

議長 番外湯浅産業振興課長。

番外湯浅産業振興課長 それぞれの農地、或いは所有者さんで個別のいろいろな事情があると思えますので、個別に状況を見させていただいて、対応していくという事になろうかと思えます。県外に居られる地主さんでも何方かに作業を委託するなり、何方かに耕作していただくような事をして農地を管理しておられる方、ずいぶん居られますので、そういったところの情報提供ですとか、先ほど農地の賃貸借の金額のお話もございましたが、これも町内で標準額というのが決まっておりますので、そこら辺は理解していただきながら農地の状況によって

番外湯浅産業振興課長 議 長 は対応していかなければいけないというふうに思っております。

再質問ありますか。8番圓山議員。

8番 圓山議員 確かに農業委員さん、いろいろな仕事が多いとは思いますが、そういう圃場っていうのは三原には随分見えます。けれど偶々今その分はより身近なところで目に入りましたので、何とかその辺から先ず一步詰めていただいて。まだいろいろありますけれども、今年でしたら何とかなるんじゃないかなと気がします。おそらく来年になったら、もう完全に圃場が圃場で無くなる気がしますので、よろしくをお願いします。

議 長 答弁よろしいです。

はい、番外湯浅産業振興課長。

番外湯浅産業振興課長 適切な農地化にはかられるよう対応して参りたいと思います。
(「はい、終わります」の声)

議 長 はい、以上で、2項目めの「不在地主について町の指導なりお願いがしてあるかを尋ねる」の質問を終了します。

々 以上をもちまして、圓山議員の一般質問を終了いたします。

々 ここで暫時休憩を致します。午後1時00分から再開します。
(午前11時50分)